

# 少年法の再評価 —再犯率と少年院の実態から読み解く支援の必要性—

宮城県仙台第三高等学校 普通科

## 【要旨】

本研究では、非行少年の再犯率の高止まりが続いているのは、少年法に原因があるのではないかと考え、探究活動を始めた。厳罰化すべきだという仮説を最初は立てていたが、調べを進めるうちに、他国の少年法を厳罰化したことにより、少年の犯罪率が増加した事例を京都産業大学服部達也教授に教えていただき、厳罰化することは逆効果であることが判明した。次に、少年院に問題があるのではないかと考え、調査を行ったが、少年院で行われている職業訓練などの少年の社会復帰支援により、成人に比べて再犯率は減少していることが分かった。

以下より本研究では、少年法の意義を正しく理解し、非行少年への包括的な支援の重要性を社会に広める必要があることを訴える。

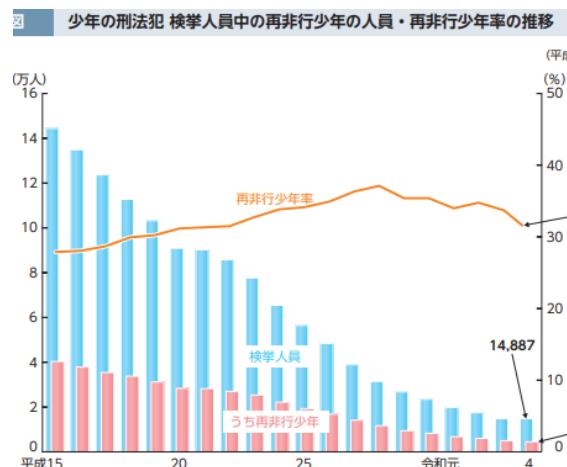
【本文】

はじめに

本研究を始めた経緯は、班員全員が法律に関心があり、私達に関わりのある法律を探究したいと思い、今少年である私達に深い関わりのある少年法を探究のテーマとして選定した。図1より、非行少年の再犯率が高い原因に関心を持ち、原因を考察すると、少年法に問題があるのではないかと思い、探究活動を始めた。

## II. 先行研究

本研究をするにあたり、法律理解を深めるため、少年法と刑法の目的に注目した。少年法は少年の更生を目的とした法律であり、刑法のような罪を犯した人を裁く法律とは目的や意義が完全に異なることが分かった。(図2)次に少年事件の件数の現状調査を行った。図1より、年々減少傾向であるが、再犯率が高止まりしていることが読み取れた。



(図1、令和5年度版犯罪白書本文より)



罪を犯した成人を裁く目的 / 少年の更生を促進する目的  
(図2)

### III. 研究方法

犯罪白書などのインターネット上の資料では、班員の個人的な偏った見解しか提示することは

できないため、少年法の専門家である京都産業大学の服部達也教授より、少年法や少年院が現代社会に適しているのか、なぜ非行少年の再犯率が高止まりしているのかを訪問して、尋ねることにした。

#### IV.研究結果

アメリカで少年法の適用年齢と重大事件としての適用基準を引き下げ、厳罰化する事例があった。厳罰化した結果、社会的差別や少年の精神年齢の悪化になり、社会復帰が困難になった。それに伴って、再犯率が増加したという結果になった。

また、少年法は成人を裁く刑法とは違い、少年の更生を促進する目的で制定されているため、厳罰化は不適当だということがわかった。

#### V.仮説の再構築

私達は、少年法の問題を確認することができなかつたため、新たな仮説を立てることにした。

少年法ではなく、更生施設である少年院の更生プログラムや厚生環境に問題があるのではないかという仮説を立てた。

#### VI.日本と諸外国の比較・考察

京都産業大学の服部達也教授より頂いた資料や講話の内容を踏まえ考察した。  
外国と日本では、少年が罪を犯した後のプロセスが違い、外国では罪を犯した少年は収監施設に入れられる。しかし、日本では、収監施設の前段階として、少年院が設置されている。(＊近年では外国でも導入し始めている国はある)  
また、他国と再犯率を比較すると、日本の少年院のような仕組みを取り入れている韓国では、日本と同じように30%台で再犯率が推移している。しかし、アメリカなどの国では再犯率は約75%になっており、日本の少年院は他国と比較すると機能していると言うことができる。

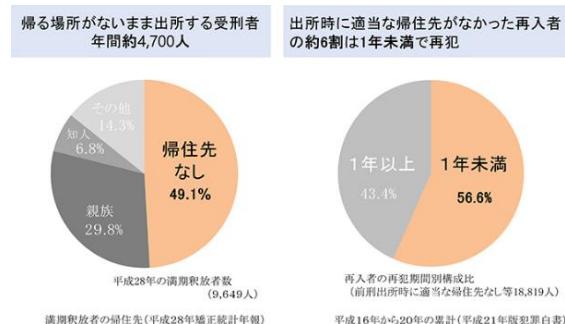
次に、成年との再犯率を比較してみた。

少年は31.7%であるのに対して、成年の再犯率は、47.9%という結果になった。現状は、成年よりも再犯率は低いことがわかった。

では、なぜ日本の少年の再犯率は、アメリカなどの他国や成年よりも低くなっているのだろう

か。理由は、少年院の職業訓練指導や更生を目的としたカリキュラムによるものだということが分かった。職業訓練では、免許を取得することができるなど、社会復帰がしやすい環境づくりが行われていることも再犯率の減少の一員となっていると言える。さらに、社会復帰後の就職に向けて、少年院と民間企業や行政が連携しているのも要因の一つと言えるだろう。

図3を見てほしい。これは、成年の受刑者が出所する時に、どこに帰住したのかを示す資料と、再入所者のうち出所時に適当な帰住先がなかった受刑者が1年で再犯したか否かを示す資料である。この2つの資料を見ると、社会復帰後に少年院が民間企業や行政と連携して、就職先を探すことが、理にかなっていることがわかるだろう。



(図 3)

#### VII.結論と提言

以下の研究から、現在の少年法や少年院は機能しているため、少年の犯罪率や再犯率が抑えられていることが分かった。

しかし、探究を始める前の私達のように、ニュースなどの情報で入手した少年事件の内容だけを聞いて、『厳罰化』するべきと主張する人がネットニュースのコメント欄や街頭インタビューを見ると多い。

そのため、少年法について多くの人に理解してもらい、社会で包括的に支援することが大切であるということを知らう必要があると考える。

社会にどのようにして、少年法の現状を知つてもらうのか、社会はどのように包括していくかなくてはならないのかを知つてもらうことが、犯罪率減少につながるのではないかと私は考えている。

## VIII. 終わりに

探究前後で私達の少年法に対する認識は大きく変化した。少年による非行を減少させるのは、多角的な視点から考えなくてはいけないと感じました。今後もこのテーマをライフワークとして継続し、大学でも「少年の更生支援と法制度のあり方」について研究を深めていきたい。

最後に、私達の探究に協力していただいた京都産業大学服部達也教授をはじめ、すべての方々に協力してくださったことに感謝申し上げます。

## 参考文献

令和5年度版犯罪白書

京都産業大学服部達也教授特別資料

葛野尋之教授（立命館大学）「アメリカ少年法の失敗になにを学ぶか」

服部達也教授（京都産業大学）「犯罪者・非行少年の再犯・再非行のない社会を目指すには？—「おかえり」と迎え入れられる社会の実現へ—

[https://en.yna.co.kr/view/AEN20220913003400315?utm\\_source=chatgpt.com](https://en.yna.co.kr/view/AEN20220913003400315?utm_source=chatgpt.com)

## abstract

We thought the juvenile law was too kind to juveniles who commit crimes. Many people in society may have the same opinion. That is the reason why we decided to conduct a survey on the juvenile law. In our survey, we visited a researcher who studies juvenile law. Before meeting the researcher, we thought juvenile law should be strict. When we met the researcher, we changed our thinking. Actually, the juvenile law is working better than we had thought. According to the researcher, juvenile detention centers have helped reduce juvenile crime. Juvenile detention centers are essential to the juvenile law.